

名南西だより

第131号 令和4年9月14日発行
 (公社)愛知県宅地建物取引業協会
 名南西支部
 〒497-0050 海部郡蟹江町学戸5丁目111番地
 TEL 0567-94-3050
 FAX 0567-97-0525
 E-mail:info@meinannishi.com



重要なお知らせ

1. 令和4年度 第1回支部企画研修会

※今年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「会員マイページ」を利用した<研修動画>の視聴による研修です。(Web研修)
 受講期間は、12月1日(木)～15日(木)を予定しております。
 ご案内・テキスト等は11月に送付させていただき予定です。
 よろしくお願ひ致します。

令和4年度 あま市不動産無料相談

毎月第2水曜日午後1時～4時の間、あま市役所基目寺庁舎にて『不動産無料相談』を実施します。
 不動産に関するご相談ならどんなことでもお気軽にご相談いただけます。

4月13日 済	5月11日 済	6月8日 済	7月13日 済
8月10日 済	9月14日 済	10月12日	11月9日
12月14日	1月11日	2月8日	3月8日



● 発熱、頭痛、咳、鼻水、下痢、のどの痛み等がある場合、来会をご遠慮下さい。

※ 緊急事態宣言等により、休止になる場合がございます。その際は、ホームページにてご案内いたします。ご利用の際は、ご確認ください。



諸用紙販売における販売価格見直しについて

現在、本部・支部の窓口において行っている諸用紙販売について、宅建協会ホームページにてご案内させていただいております通り、昨今の物価上昇を受け、令和4年8月1日より一部販売物の価格を見直しました。 <売買・賃貸・重説・媒介の表紙 490円(1冊)>

新入会員紹介

免許番号・免許年月日	商号	氏名	事務所所在地
知事(1)25149号 (R4.6.27)	名古屋木材(株) (中川東9)	代表者 丹羽耕太郎  専取準会員 上野 恵子	〒454-0011 名古屋市中央区 山王 2-6-41 1F TEL 052-321-1526 FAX 052-332-5457
知事(1)25165号 (R4.7.11)	(株)レイズグループ (中川西12)	代表者 久田 浩統 	〒454-0985 名古屋市中央区春田 3-45-1 1F TEL 052-303-7878 FAX 052-303-7879

会員異動

変更事項	商号・地区	氏名	変更内容
代表者変更	(有)川口地所 (海部北2)	代表者 川口 恵子	(旧)川口 雅夫
代表者変更・ 専取準会員退会	百合興産(株) (港13)	代表者 犬飼 文幹 専取準会員 犬飼 文幹	(旧)犬飼 勝信 退会
	(有)鈴姫建設 (中川西12)	代表者 片岡 仁 専取準会員 鈴木 照美	(旧)鈴木 一夫 退会
支部移転 (転入)	(有)鈴姫建設 (中川西12) 知事(4)20381号 R7.11.20 東名支部より	代表者 片岡 仁	〒454-0946 名古屋市中央区一色新町 2-109 TEL 052-301-3286 FAX 052-304-7870
支部移転(転出)	(株)アビテナ (港14)	代表者 手島 洋子	東名支部へ
準会員承継	(有)山五不動産 (海部南8)	専取準会員 佐藤 正典	(旧)成瀬 明美
	(株)伊藤建設工業 (港13)	専取準会員 服部 隆	(旧)服部 和夫



『ありがとう 愛の献血運動』にご協力を！

◇ 今年度も地域事業の一環といたしまして、献血を実施いたします。

日にち： 令和4年10月8日(土)
10:00~11:30、13:30~15:30

場所： かにえ町民まつり 会場内
(蟹江町役場前)

協力： 日本赤十字社



※ コロナ感染症対策を施し、開催を予定しておりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

※ 当日は、ご協力いただいた方々に粗品をご用意いたします。

注：400ml のみの受付とさせていただきます。
400ml 献血は体重50kg 以上の方に限ります。
輸血に伴うリスク軽減のため、ご理解をお願いいたします。

不動産キャリアパーソン

不動産取引で活かされる『実務』知識の習得に重点を置いた、通信教育資格講座です。宅建業従業者・経営者・宅建取引士・消費者を問わず、不動産取引に関わる全ての方に最適です。ご自身の知識や実務の再確認として、更に会社の従業者研修としても利用されています。是非、受講をお勧め致します！詳しくは、(公社)愛知宅建・全宅連ホームページをご覧ください。

不動産キャリアパーソン [検索](#)

支部の窓

- 正副支部長会(7/21開催)
- 支部幹事会(8/1開催)

<第4回> 構成員数22名…出席者数17名・委任状5名

- ① インターネットのセキュリティーについて
- ② 支部企画研修会について
- ③ 地域事業(献血)について



次回の正副支部長会は10月3日(月)、支部幹事会は10月14日(金)を予定しております。なお、中間監査会を10月7日(金)に予定しております。



「特定都市河川浸水被害対策法」の改正に伴う宅地建物取引業法施行令の改正について教えてください。①



宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下、宅建業法)第33条及び第36条においては、宅地建物取引業者が宅地の造成等に関する工事の完了前に当該工事に係る宅地又は建物について広告し、または、自ら売主となる売買契約の締結等を行う場合は、政令で定める許認可等があった後にこれを行うものとし、具体的な許認可等の内容について宅建業法施行令第2条の5に定められています。

令和3年5月10日に、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号。以下、改正法)が公布されたことに伴い、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和3年政令第296号)において、宅地建物取引業法施行令(昭和39年政令第383号。以下、宅建業法施行令)が改正され、同年11月1日から施行されました。本改正により、宅建業法施行令第2条の5第18号の2に以下の項目が追加されました。

(1)浸水被害防止区域における特定開発行為の制限(改正特定都市河川浸水被害対策法第57条及び第62条関係)

改正法により、特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)では、都道府県知事は、特定都市河川流域のうち、洪水又は雨水出水が発生した場合に、建築物が損壊又は浸水し、住民等の生命身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる

土地の区域を、「浸水被害防止区域」として指定することができるものとされました(同法第56条第1項)。

また、浸水被害防止区域内において、一定の土地の形質変更を伴う開発行為であって、住居や要配慮者利用施設等の建築が予定されている「特定開発行為」をする者は、原則として、あらかじめ、都道府県知事等の許可を受けなければならない(同法第57条第1項)、当該許可に係る事項を変更する場合には、原則として変更の許可を受けなければならないこととされました(同法第62条第1項)。

(2)浸水被害防止区域における特定建築行為の制限(改正特定都市河川浸水被害対策法第66条及び第71条関係)

改正法により、浸水被害防止区域内において、住宅の用途に供する建築物の建築等(以下、特定建築行為)をする者は、原則として、あらかじめ、都道府県知事等の許可を受けなければならない(特定都市河川浸水被害対策法第66条)、当該許可の内容の変更をしようとする場合には、原則として、変更の許可を受けなければならないこととされました(同法第71条第1項)。

宅地建物取引業者等の皆さまにおかれましては、改正内容を踏まえた対応をお願い致します。

次号では、宅建業法施行令第3条第19号の2の改正について、解説します。

(文責：下山早紀)